

# ご活用ください！町の補助

New

## 補助制度

### 木造住宅耐震シェルター整備費補助

地震発生時に避難することが困難な方が居住している住宅に対し、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守るため、耐震シェルター整備に要する費用を補助します。

#### ●補助対象

旧基準木造住宅で耐震診断の判定値が0.4未満のもので、65歳以上または身体障がい者など地震発生時に避難することが困難な方が居住している住宅に設置する耐震シェルターの

購入、運搬および設置に要する費用

●補助額 補助対象経費の額(上限30万円)

#### ●申し込み

補助交付申請書に耐震診断結果の写し、案内図、平面図、見積書など必要書類を問い合わせ先へ

※補助を希望する方は、問い合わせ先へ必ず事前に相談してください。

●問い合わせ 都市計画課 内線266

## 補助制度

### 保存樹木・保存樹林への補助のお知らせ

地域で親しまれてきた老木や名木など、町が保存するよう指定した樹木や樹林の管理に対し、補助金の交付を行っています。

#### ●対象樹木等

良好な自然環境の確保や美観、風致を維持するために必要があると認められ、次の条件を満たすもの

##### ①保存樹木

- ・地上から1.5mの高さにある幹の周囲が1.5mを超えているもの
- ・株立ちしている場合、地上から1.5mの高さにある幹の周囲の合計が3mを超えているもの

##### ②保存樹林

土地面積が300㎡以上で健全な樹木が集団的に育成しているもの

#### ●交付額(年間)

- ・維持管理 保存樹木 2,000円/1本  
保存樹林 300円/100㎡
- ・せん定など 最大5万円/1本

#### ●申し込み

交付対象となる可能性がある場合は問い合わせ先へ

●問い合わせ 都市整備課 内線265



## 補助制度

### 塀の撤去と生垣の設置への補助のお知らせ

緑化推進と塀の倒壊による災害防止のため、生垣の設置やブロック塀などの撤去を行う方に対し、補助金の交付を行います。

#### ●対象

連続して2メートル以上ある生垣を設置する方、もしくは高さ1メートル以上のブロック塀などを取り壊す方  
※詳細な条件は町ホームページをご覧ください。

#### ●交付額

- ・生垣の設置を行う場合、生垣の延長1メートル当たり2,000円(上限10万円)
- ・ブロック塀などの撤去を行う場合、塀の延長1メートル当たり3,000円(上限15万円)

#### ●申し込み

交付対象となる可能性のある方は問い合わせ先へ

※申請は必ず作業前に行ってください。

●問い合わせ 都市整備課 内線265



New

補助制度

## 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助金

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児を対象に、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

### ●対象

次の要件を全て満たす方

- ①町内に住所を有する18歳以下の方(18歳の誕生日後最初の3月31日まで申請可)
- ②両耳の聴力レベルが原則として30dB以上70dB未満で、身体障害者手帳の交付対象と

ならない方

- ③補聴器の装用が必要と医師に判断された方  
※対象児童が属する世帯内に町民税の所得割額が46万円以上の人がいる場合は、対象外です。

### ●助成額

難聴の程度により定められた基準額の範囲内で、購入費用の2/3

### ●問い合わせ 児童課 内線144

補助制度

## 感震ブレーカー(簡易タイプ)設置費補助

町では、震災時に「電気火災」の発生を抑制するため、感震ブレーカー(簡易タイプ)の購入に係る補助制度を実施しています。

### ●感震ブレーカー(簡易タイプ)とは

家庭の分電盤のブレーカーに設置するもので、揺れを感知するとおもり玉の落下やバネの作用などよりブレーカーをオフにし、電気を遮断します。

※費用は2～4千円程度

※地震が発生した場合には、すべての電気を遮断するため、電源を必要とする医療機器や防犯システムなどを利用している方は、別途、電源が必要になります。また、夜間に地震が発生した場合には、照明が消えてしまうため、屋外への安全な避難の妨げになることが考えられます。そのため、懐中電灯などの避難

用照明の確保とあわせて、家具の転倒防止対策などが新たに必要となります。

### ●補助内容

費用の1/2以内(上限2,000円)を交付  
※100円未満の端数は切捨て

### ●対象

感震ブレーカー(簡易タイプ)を購入し、町内の自宅(分電盤)に設置した方  
※感震ブレーカーのうち、分電盤タイプ、コンセントタイプなどは補助対象外

### ●申し込み

申請書と必要書類(領収書、設置後の写真など)を問い合わせ先へ  
※申請書などは防災交通課で配布または町ホームページからダウンロード可

### ●問い合わせ 防災交通課 内線235



## 補助制度

### 住宅用地球温暖化対策機器の 設置費用補助

積極的な省エネルギー対策への取り組みとして、次のシステムを設置する方に設置費の一部を補助します。希望される方は、**設置前に必ず申請**をしてください。

#### ●対象システム (未使用のもの)

##### ①太陽熱利用システム

住宅の屋根などに設置した貯湯槽と太陽集熱器により水を循環し、給湯などに利用する自然循環型システム  
… 1台につき2万円

##### ②太陽熱高度利用システム (水集熱式ソーラーシステム、空気式ソーラーシステム)

住宅の屋根などに設置した不凍液や外部から取り入れた空気を集熱ファンで強制的に循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯または空調などに利用する強制循環型システム  
… 1台につき4万円

##### ③家庭用燃料電池システム (愛称：エネファーム)

燃料電池ユニットと貯湯ユニットから構成される電気と熱を供給するシステム  
… 1台につき10万円

#### ●対象

- ・町税の滞納がない方
- ・自らが居住する町内の住宅に設置する方 (店舗などとの併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が住居部分であること)
- ・自らが居住するため建売住宅供給者などから町内の対象システム付き住宅 (新築住宅に限る) を購入する方
- ・町外の方で転入予定の方は、実績報告時に住民登録がある方
- ・平成31年3月15日までに工事が完了し、実績報告書が提出できる方
- ・過去に同一システムの補助を受けていない世帯 (各システム1世帯につき1台)

#### ●申し込み

申請書などを問い合わせ先へ  
※申請書などは環境課で配布または町ホームページからダウンロード可

#### ●問い合わせ

環境課 内線282



## 補助制度

### 合併浄化槽の 設置補助

町内の個人住宅に住んでいて、し尿くみ取り便槽や単独処理浄化槽を使用している方が、合併処理浄化槽へ入れ替える場合は補助が受けられます。なお、希望する方は、**設置前に申請**をしてください。

#### ●補助金

- ・5人槽：9万円
- ・7人槽：12万円
- ・10人槽：18万円

#### ●対象

公共下水道事業認可区域外に設置する浄化槽で、4月1日から平成31年3月15日までに設置完了し、実績報告書を提出できる方

※次に該当する場合などは補助対象外

- ・建築基準法に基づく確認申請を要する建築物の建築に伴い、合併処理浄化槽を設置する方
- ・町税の滞納がある方
- ・移転補償等機能回復により、合併処理浄化槽を設置する方

#### ●申し込み

補助交付申請書に工事請負契約書の写し、町税の納税証明書または確認同意書など必要書類を問い合わせ先へ

※申請書などは町ホームページからダウンロード可

#### ●問い合わせ

環境課 内線284



# 町ホームページ リニューアル!

## 1 スマホの サイト内検索を画面トップに

サイト内検索が利用しやすくなりました。  
ぜひキーワードで検索してみてください!



## 2 新着件数を倍の10件まで表示

多い日は1日20件近く更新がある町ホームページですが、これで最新情報を見逃す心配がなくなりました!



## 愛知県広報コンクール 奨励賞受賞

平成29年度愛知県広報コンクールにて、「広報ひがしうら10月15日号(もっと身近に東浦西部出張所)」、「町ホームページ」、「職員採用PR動画」がそれぞれ「奨励賞」を受賞しました。

これもひとえに、取材にご協力いただいたり、ご意見をお寄せいただいたりしている皆さまのお力があってのものです。今後も、分かりやすく親しみやすい情報発信に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

●問い合わせ 広報情報課 内線 288

## 補助制度

### 不妊治療費補助制度

不妊検査・不妊治療を受けているご夫婦の経済的負担の軽減を図り、少子化対策の推進に寄与することを目的に不妊治療費補助制度を実施しています。補助期間は2年間です。

#### ●補助対象・補助額

- ・健康保険適用分の不妊検査、一般不妊治療(タイミング法、排卵誘発法、ホルモン療法など)に要した自己負担額
- ・人工授精に要した自己負担額

※体外受精または顕微授精を受けている方は、県の特定不妊治療費助成制度の対象となりますので、半田保健所に問い合わせてください(☎0569-21-3341)。

#### ●補助金の申請

平成30年3月～平成31年2月までの受診分の医療費を、平成31年3月31日までに申請してください。

手続きには「東浦町不妊治療費にかかる受診等証明書」(医療機関で証明が必要)と領収書(3月診療分から翌年2月診療分の1年間分)が必要になります。

その他にも必要な書類がありますので、問い合わせてください。

#### ●問い合わせ

- ・保険医療課 内線 153
- ・保健センター  
☎ 83-9677

